

提出締切日：平成 29 年 10 月 31 日（火）

平成 29 年度 相談支援従事者初任者研修事前課題

受講番号：

氏名：

所属（事業所名）：

職名：

経験年数： 年 ヶ月（現在の事業所での）

現在、勤務している事業所で提供しているサービス名、内容、対象となる方について記載してください。

サービス名	
内容	
対象となる方（区分要件）	

※複数事業所を兼務している場合は主に関わっている事業所について記載してください。

<記載例>

サービス名	生活介護
内容	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の提供等を行います
対象となる方	区分 3 以上の方（施設入所支援は区分 4 以上の方）

1 次の用語について、その用語の意味を簡略に記載してください。

●アセスメント（記載例）・・・みため、査定、情報収集と情報評価、情報選択

●インテーク・・・

●ストレングス・・・

●デマンド・・・

●ニーズ・・・

●モニタリング・・・

1-2 以下、5つについては用語の意味を理解して研修に臨んでください。

● リフレーミングとは

● エンパワメントとは

● ケアマネジメントとは

● 医学モデルとは

● 社会モデルとは

1-3 ICFの図を記載してください。

2 障害福祉サービスについて、別表について空欄を記載してください。

介護給付

サービス名	サービス内容	対象となる方
(①)	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。支援の内容によって身体介護、家事援助、通院等介助等のサービスメニューがあります。	区分(②)以上の方 通院等介助で身体介護を伴う場合にあつては区分2以上で、かつ認定調査項目のうち、次のいずれか1つ以上に認定されていること 歩行：「全面的な支援が必要」 移乗、移動、排尿、排便：「支援が不要」以外
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等および外出時における移動中の介護を総合的に行います。	区分(③)以上で、 【1】二股以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」「排尿」「排便」いずれも「支援が不要」以外と認定されている方 【2】認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点が10点以上である方
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。	【身体介護を伴わない場合】 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」にいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方 【身体介護を伴う場合】 上記に加えて、区分(④)以上の方で、認定調査項目のうち、次のいずれか一つ以上に認定されていること。 歩行：「全面的な支援が必要」 移乗、移動、排尿、排便：「支援が不要」以外
行動援護	知的障害又は精神障害により行動	区分(⑤)以上で、認定調査

	上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な方で、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。	項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上に管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。	【1】筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等で区分(⑥)以上の方 【2】筋ジストロフィー、重症心身障害者で区分(⑦)以上の方
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	区分(⑧)以上の方(施設入所者は区分(⑨)以上)、年齢50歳以上の場合は、区分(⑩)以上の方(施設入所者は区分(⑪)以上の方) 施設入所者で区分(⑫)(50歳以上の場合は区分(⑬))より低い方で指定特定相談事業者によりサービス等利用計画の作成を受け、市町村が利用の組み合わせに必要性を認めた方
(14)	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。	区分(15)以上の方
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要性の程度が著しく高いものにつき、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分(16)以上で意思疎通に著しい困難を有する方で、 【1】重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者・最重度知

		<p>的障害者</p> <p>【2】 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上の方</p>
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	<p>生活介護利用者は、区分(17)以上の方(50歳以上の場合は、区分(18)以上の方)</p> <p>自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方など</p> <p>生活介護利用者で区分(19)(50歳以上の場合は区分(20))より低い方又は就労継続B型利用者で指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画作成を受け市町村が利用者の組み合わせの必要性を認められた方</p>

訓練等給付

サービス名	サービス内容	対象となる方
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	<p>【機能訓練】</p> <p>身体障害者 (21標準利用期間)間</p> <p>【生活訓練】</p> <p>知的障害者、精神障害者 (22標準利用期間)年)間</p>
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	<p>65歳未満の方 (23標準利用期間)年)間</p>
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能	<p>【(24)型(雇用型)】</p> <p>65歳未満の方で雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方</p>

	<p>力の向上のために必要な訓練等を行います。就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。</p> <p>具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者</p> <p>(3) 上記に該当しない者であって、(26)歳に達している者又は障害基礎年金(27)級受給者</p> <p>(4) 上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成24年度までの経過措置）</p>	<p>【(25)型（非雇用型）】</p> <p>就労に結びつかない方など</p> <p>※B型については施設入所者で指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を受け、市町村が利用の組み合わせに必要性を認めた方も利用可能</p>
(28)	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p>	<p>身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日まで障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）、知的障害者、精神障害者</p>
地域相談支援	<p>施設や病院に入所・入院している障害のある方に対して、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域定着を図るための連絡・サポート体制を確</p>	<p>【(29)支援】</p> <p>障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、矯正施設、救護</p>

	保します。	施設にいる障害者 【(30) 支援】 居宅において緊急時の支援が見込めない状況にある方
計画相談支援	障害者のある方の状況や、そのおかれている環境等を勘案して利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。	【サービス利用支援】 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児の保護者、地域相談支援の申請に係る障害者 【継続サービス利用支援】 指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された障害者等、地域相談支援給付決定障害者。

障害児通所支援等

サービス名	サービス内容	対象となる方
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる(31)の障害児
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童について児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
障害児相談支援	障害児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との連絡調整などを行うとともに、障害児の通所サービスの内容を定めた障害児支援利用計画案の作成を行います。	【障害児支援利用援助】通所給付決定の申請・変更申請に係る障害児の保護者 【継続障害児支援利用援助】指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者
放課後等デイサービス	(32)している障害児について、放課後等に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後また

	を行います。	は休業日に支援が必要と認められた障害児
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令に定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

3 サービス管理責任者と相談支援専門員との役割の違いについて記載してください。

<相談支援専門員>

<サービス管理責任者>

4 社会資源について

自分の身近にある資源についてフォーマルな資源とインフォーマルな資源を意識して記載してください。

※「社会資源」とは、利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、設備、資金、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術等を総称して言います。

世の中にあるものはすべて社会資源です。

(例)

●フォーマルな資源

事業所（サービス種別を記載）・市役所・保健所

●インフォーマルな資源

家族・配偶者・スーパー・温泉

※かたちのある資源、かたちのない資源があります。

※社会資源を列挙するだけでなく、その資源がどのような内容・支援（福祉サービス事業所であればサービス内容、公的機関であればその役割）を提供しているか

について理解しましょう。演習で活用します。

●フォーマルな資源

<かたちのある資源>

<かたちのない資源>

●インフォーマルな資源

<かたちのある資源>

<かたちのない資源>